○瑞浪市パブリックコメント制度の概要

(1)パブリックコメント制度とは

・ パブリックコメント制度とは、市が計画や条例などを策定する段階で、 市民等のみなさんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を 決定していく制度です。また、寄せられたご意見は市の考えを添えて公表 します。

(2)実施する機関

- ・ 市の機関が実施します。ただし、議決機関である議会や、監査委員、公 平委員会及び固定資産評価審査委員会など、政策や条例を策定する可能性 の無い機関は除きます。
- (3)パブリックコメント制度の対象となる方
 - ・ 市民のみなさんのほか、市内に在勤・在学している方、その他利害関係 を有する方が対象となります。
- (4)パブリックコメント手続の対象となる案件
 - ① 市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定
 - ② 市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定める内容とする条例の制定または改廃
 - ③ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭 徴収に関するものを除く)の制定又は改廃
 - ④ その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則または、要綱の策定、改定、制定又は改廃
- ※ ただし上記に該当する案件であっても、次に該当するものについてはパブリックコメント手続きの対象となりません。
 - ① 迅速、緊急を要するもの又は軽微なもの
 - ② 国や県等の計画に整合するため、市の裁量の余地が少ないもの
 - ③ 法令等の規定に基づき広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの
 - ④ 審議会等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの

(5)公表および公表の方法

・ 市はパブリックコメント手続きの対象となる条例や計画を決定する前に、 素案や資料などを公表し、市民等のみなさんからご意見を募集します。素 案や資料などは、その条例や計画を担当する課等の窓口で閲覧・配布する ほか、市ホームページにも掲載されます。

(6)ご意見の提出の方法

- ・ ご意見の提出は、担当課窓口へ直接持参、郵便、ファクシミリ、電子メールおよび専用オンラインフォームのいずれでも可能です。
- 期間は概ね30日間です。
 ご意見を提出していただく際には、氏名、住所(法人等にあっては名称、 代表者氏名、および所在地)および電話番号を明記することとしますが、
 これらの個人情報については原則公開しません。

(7) 意思決定と結果の公表

・ 市は提出されたご意見について十分に検討し最終的な案を決定します。 ご意見を反映できる場合には、最終的な案を修正し、できない場合には提 出されたご意見に対する市の見解をまとめて、最終的な案と併せて市ホー ムページ及び担当課の窓口で公表します。